

20こ未第169号
20監指第 12号
平成20年5月27日

各 市 町 長 様
(保育所担当課長経由)

長崎県こども未来課長
(公 印 省 略)
長崎県監査指導課長
(公 印 省 略)

保育所運営の適正な執行について(依頼)

平素より、本県の児童福祉行政に対し、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
このことについては、児童福祉法及び厚生労働省の各通知等により、各保育所の適正な運営・執行に努めていただいているところですが、依然として適正でない事項が見受けられます。

つきましては、別紙の内容について、貴管内の保育所に周知いただき、併せてご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(こども未来課) 担 当：幼保連携班 林田
TEL：095-895-2684
FAX：095-895-2554
E-mail：ryu2.rin@pref.nagasaki.lg.jp
(監査指導課) 担 当：児童福祉担当 田中
TEL：095-895-2394
FAX：095-895-2571
E-mail：tanaka-tunemi@pref.nagasaki.lg.jp

I 運営費に関すること

1. 土地の賃借について

当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から、賃借により貸与を受けることは望ましくないので、このような賃借契約は行わないこと。

2. 食事代等の支出について

会議における職員の弁当代等の飲食費、懇親会費、慰安旅行費の費用については、運営費から支出することは認められないこと。

同様に、法人本部経理区分に運営費を繰り入れて、食事代等を支出する場合も認められないこと。

3. 入所児童の健康診断について

入所児童の健康診断については、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第12条に基づく回数を、学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）第6条第1項及び学校保健法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第4条第1項に規定されている項目について実施すること。

ただし、保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号）第12章「2 健康診断(3)」において、年月齢に応じた項目を考慮することとなっていることから、嘱託医と相談し専門的な意見を徴したうえで、項目を決定するなど、その項目を決定した根拠を明確にし、書面等で記録しておくこと。

なお、平成21年4月に施行される保育所保育指針の改定に伴い、上記取り扱いについては変更される可能性があること。

4. クレジットカードについて

適正な運営費の管理を図るうえで、法人及び個人名義のクレジットカードの使用は認められないこと。

II 事前協議に関すること

1. 土地の取得、賃借について

保護者送迎用駐車場や屋外遊技場など、法人の基本財産の取得をする場合においては、その事例や内容によっては運営費で取得することが認められない場合があるので、市町担当課に相談のうえ、事前に県こども未来課に協議を行うこと。

2. 登所バス、行事バスの取得、更新について

登所バス、行事バスの取得、更新については、市町担当課に相談のうえ、市町の意見書を添えて、事前に県こども未来課に届出を行うこと。

また、登所バス、行事バスの取得、更新について、運営費で支出できない事例が見受けられるので、十分留意すること。

3. 施設整備について

新たな設置認可を伴う施設整備においては、認可の条件が整備されていることが前提であるため、事前に県こども未来課に対し設置認可に係る協議を行ったうえで、施設整備の申請を行うこと。

また、施設整備の申請後に、土地の取得や福祉医療機構の借入金において、補助金申請後に問題が発生している事例が見受けられるので、事前に市町担当課と十分協議を行ったうえで、県こども未来課にも相談をお願いしたい。

なお、施設整備を補助事業で行う場合においては、計画の段階から工期を十分に調整し、年度内に終了するよう施工管理を行うこと。やむを得ず年度を繰り越すことになると判断される場合は、早急に県へご連絡をお願いしたい。

Ⅲ 申請書等の提出に関すること

1. 定款変更について

定款変更認可申請書を提出する場合は、定款準則を再度確認し、文言については定款準則の表記に則って作成すること。

2. 規模構造、定員変更について

変更の内容によっては、法人の経営及び市町の保育計画等に影響があるので、市町と事前に協議を行い、特に定員変更を伴うものについては、市町の意見書や児童数の推移表など関係書類も併せて提出すること。

3. 補助金等の申請について

事業の補助金等実施要綱の内容に従い、申請を行うこと。

また、単純な記載誤りや計算誤りが多く見受けられるので、十分精査のうえ申請書を提出すること。

Ⅳ 定員の取扱いに関すること

1. 定員内保育について

保育の実施は、定員の範囲内で行うことが原則であることを再確認し、定員を超えている状況が恒常的に巨る場合は、定員の見直し等に積極的に取り組む必要があること。

また、引き続き、別添1「平成15年12月19日付15児家第745号長崎県児童家庭課長通知」に基づき取扱いのこと。

2. 私的契約児の受け入れについて

私的契約児（一時保育を除く）については、定員に空きがある場合に、すでに入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることが認められるものであり、制度の趣旨を十分理解のうえ実施すること。

また、引き続き、別添2「平成14年10月16日付14児家第673号長崎県児童家庭課長通知」に基づき取扱いのこと。

Ⅴ 調理業務に関すること

1. 給食の外部搬入について

保育所の調理業務は、平成20年4月1日、児童福祉施設最低基準の一部改正により、施設内で調理することが法令上明確化され、一定の要件を満たす公立保育所を除き、施設外で調理し搬入することは認められていないことについて十分了知願いたい。

別添1

15児家第745号
平成15年12月19日

各市町村保育所担当課長 様

長崎県児童家庭課長

保育所の定員の取扱いについて

平成15年度の保育所定員の取扱いについては、「保育所への入所の円滑化について」（平成15年1月30日付雇児保発第0130001号に基づき、県で方針を定め、平成15年4月11日付15児家第70号にて通知したところです。

更に、今後の方針についても別添のとおり定めましたので、今後とも、定員内保育の実施に向けて積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

また、定員を超えている状態が恒常的に亘り、今年度中に定員の変更を行うこととされた保育所については、その後の措置について、経過内容及び結果について整理して置くよう、併せてお願いします。

なお、来年度早々に実施が予想される会計検査においても、定員の見直しについては注目されることが十分予測されますので、申し添えます。

保育所の定員の取扱いについて

1 定員内保育

保育の実施は、定員の範囲内で行うことが原則であり、従前からこの原則は同様であるので、市町村においては、この原則を遵守するため、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。

また、管内保育所に対して、周知・徹底を図ること。

2 定員の見直し

(1) 当年度において、過去3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものが120%以上の状態である保育所については、現行の定員を超えて保育の実施を行うことは認めないので、当年度中に定員の変更を行うこと。

なお、定員の変更を行った後、保育の実施を必要とする児童が発生した場合には、平成15年1月30日付け雇児保発第0130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知『「保育所入所の円滑化について」の一部改正について』に従い、保育の実施を行うことができるものとする。

(2) 前記(1)による定員の変更が困難な保育所については、現行の定員の範囲内で保育の実施を行うよう努め、当年度中に定員内保育が出来なかった場合はその理由と定員内保育の実施に向けての市町村と施設間での協議内容と今後の実施計画を整理して置くこと。

3 定員の見直しにおける注意事項

(1) 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)に定める保育単価表における定員区分に応じて、60人、90人、120人というような定員の設定をする必要はないこと。

また、65人、70人、75人、80人というような5人又は10人刻みの定員の設定をする必要もないので、保育所の施設の状況、職員の状況、最大入所可能児童数等を考慮して、保育所の運営に負担が生じることのないように、定員の設定をすること。

(2) 前記2の(1)による定員の変更を行った場合でも、児童の入所状況、待機児童の状況等に応じて、定員の見直しが必要になった場合には、定員の増減について、柔軟に対応すること。

4 その他

定員を超えて保育の実施を行う場合は、施設の設備、職員数などが児童福祉施設最低基準及びその他の関係通達に定める基準を満たすことが前提であるので、市町村においては、管内保育所の施設の状況、職員の状況、児童の入所状況、最大入所可能児童数などを常に把握しておくこと。

15児家第 70 号
平成15年4月11日

各市町村保育所担当課長 様

長崎県児童家庭課長

平成15年度における保育所の定員について

「保育所への入所の円滑化」については、平成15年2月7日付け14児家第936号で通知した
ところです。(厚労省の通知改正15.1.30の通知)

つきましてはこれにより、今年度の定員の取扱いについて別紙のとおり作成しましたので、定員の
見直し等を検討していただくようお願いします。

平成15年度における保育所の定員の取扱いについて

1 定員内保育

保育の実施は、定員の範囲内で行うことが原則であり、従前からこの原則は同様であるので、市町村においては、この原則を遵守するため、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。

また、管内保育所に対して、周知・徹底を図ること。

2 定員の見直し

- (1) 過去3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したもの）が120%以上の状態である保育所については、現行の定員を超えて保育の実施を行うことは認めないので、今年度中に定員の変更を行うこと。

なお、定員の変更を行った後、保育の実施を必要とする児童が発生した場合には、平成15年1月30日付け雇児保発第0130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知『「保育所入所の円滑化について」の一部改正について』に従い、保育の実施を行うことができるものとする。

- (2) 前記(1)による定員の変更が困難な保育所については、現行の定員の範囲内で保育の実施を行うこと。

よって、平成15年度においては、保育所の意向を尊重し、該当保育所の今後の入所決定はしばらく差し控え、定員内保育の実施に近づけること。

3 定員の見直しにおける注意事項

- (1) 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）に定める保育単価表における定員区分に応じて、60人、90人、120人というような定員の設定をする必要はないこと。

また、65人、70人、75人、80人というような5人又は10人刻みの定員の設定をする必要もないので、保育所の施設の状況、職員の状況、最大入所可能児童数等を考慮して、保育所の運営に負担が生じることのないように、定員の設定をすること。

- (2) 前記2の(1)による定員の変更を行った場合でも、児童の入所状況、待機児童の状況等に応じて、定員の見直しが必要になった場合には、定員の増減について、柔軟に対応すること。

4 その他

定員を超えて保育の実施を行う場合は、施設の設備、職員数などが児童福祉施設最低基準及びその他の関係通達に定める基準を満たすことが前提であるので、市町村においては、管内保育所の施設の状況、職員の状況、児童の入所状況、最大入所可能児童数などを常に把握しておくこと。

14児家第637号

平成14年10月16日

各市町村保育所担当課長 様

長崎県児童家庭課長

保育所入所の円滑化に対する取組について

このことについて、下記事項の取扱いに関し、児童福祉法に基づく保育所制度の趣旨を逸脱する事例が最近、見受けられます。

市町村においては、別紙のとおりその趣旨を再確認して頂き、管内の保育所に対し適切にご指導して頂くようお願いいたします。

記

1 私的契約児を受け入れることについて
(※私的契約児とは法律上の措置によらないで入所した児童の呼称。)

2 定員の弾力化について

1. 私的契約児を受け入れることについて

保育所とは保育に欠ける児童が入所する施設であるが、昭和52年12月15日児発第785号厚生省児童家庭局長通知によれば、その地域における保育に欠ける児童を入所せしめたのち、定員に余裕がある場合においては、市町村の保育の実施による児童以外に保護者より直接委託を受けたいわゆる私的契約児を入所させることも差し支えないこととされている。これは、保育の実施後において、定員に余裕がある場合に限り認められた措置である。

また、児童福祉施設の長の義務としては、児童福祉法第46条の2により市町村等から保育の実施のための委託を受けたときは正当な理由がない限りこれを拒んではならないとされ、児童福祉施設の公共的性格を明らかにし、児童福祉法による保育の実施の目的を達成するための規定がなされている。

ここで「正当な理由」とは何かであるが、受入のための余力がないこと、例えば、当該児童に伝染性疾患があるため他の入所児童に感染するおそれがあること、その施設の性質から見て引き受けることができないこと等が挙げられる。受入のための余力がないといっても、私的契約児を入れて満員となっていることは正当な理由にはならない。つまり、このような場合には私的契約児を退所させて対象となる児童を入所させなければならないのである。

次に、私的契約児の利用料であるが、入所費用については児童福祉法上の措置ではないので、公費負担がなされない。そのため私的契約児について他の入所児童と同等のサービスを提供する場合、利用料は保育所運営費の単価を下回るべきではない。この考え方は運営費の性質による。そもそも「運営費」とは市町村が児童福祉法第24条の規定により、保育所での保育の実施を行った場合における法第50条第6号の2又は第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用である。このことから、私的契約児の保育費用は運営費の算定上に含まれていないことは明らかで、サービスの程度が等しく行われている以上、私的契約児から正当な利用料が徴収されていない場合は、保育所運営に重大な支障を来すこととなる。

以上のとおり、私的契約児の保育は保育期間の継続性において不安定なものであり、運営費の対象とならないので、利用料については保護者からの保育単価全額負担が確保できない限り保育所の運営ができないこととなるのである。

私的契約児の申込みがあった場合、先ず、園においては、上記のとおり保育所運営の概要を説明していただき、児童福祉法上の保育の実施という手続きを踏まえるよう、保護者に伝え、しかる後、定員に余裕がある場合に限り、その受入を検討していただくようお願いする。

2. 定員の弾力化について

保育所における保育の実施は、定員の範囲内で行うこととされているが、待機児童解消策の一環として、年度途中において保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受入体制のある保育所において定員を超えて保育の実施を行うことができることとなっている。また、待機の状況等にある市町村においては、当分の間、年度当初についても同様に保育の実施を行うことができることとされている。

この受入体制のある保育所とは、施設の設備、職員数が定員を超えて保育の実施が行われた場合の入所児童数に照らし、児童福祉施設最低基準及びその他の関係通達に定める基準を満たし得る保育所である。

ところが近年、保育所入所待機児童解消が大きな問題となっていることから、定員を超えても保育の実施ができるようになったことにより、恒常的に定員を超えた保育の実施を行っているにもかかわらず、定員の見直しを何年も行っていない保育所が見受けられる。これは定員超過が恒常的に亘る場合、定員の見直し等に積極的に取り組むこととされている本制度の趣旨に反していることになる。

いわゆる、保育単価は定員数の小さい区分の単価ほど高く、定員を超えた保育を長期間続けながら定員が見直されず高い保育単価が適用されていることは、定員内で同じ人数の児童を保育している保育所と比較した場合、定員超過の保育所が定員内の保育所より多額の運営費を受給することになり、公平ではないという問題が生じている。

上記の問題は今年度の会計検査でも文書指摘を受け、各市町村において調書を作成して頂く等、平成1.0年度から定員を超えて保育を実施している保育所の把握をしていただいたところである。今後は、当該保育所の定員について、本通知の趣旨を踏まえ、市町村として適切な保育施策を再構築していただくようお願いする。

(5) 在所児童数の推移

平成16年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
認可定員	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	(A) 720
在所児童数	57	58	60	60	60	61	61	65	65	66	65	66	(B) 744
年間平均在所率 (B) / (A) × 100 =												103%	

A

平成17年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
認可定員	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	(A) 720
在所児童数	56	57	57	58	59	59	59	59	59	60	61	63	(B) 707
年間平均在所率 (B) / (A) × 100 =												98%	

B

平成18年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
認可定員	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	(A) 720
在所児童数	50	50	51	52	52	54	54	55	54	54	59	57	(B) 642
年間平均在所率 (B) / (A) × 100 =												89%	

C

平成19年度

	4月	5月	6月
認可定員	60	60	60
在所児童数	54	55	55

。 A・B・C の 120% 超 について、市町と協議を要する
指導

※注 「認可定員」、「在所児童数」は各月の初日現在の人数を記載すること。